

野焼きは法律で禁止されています！

ごみを野外で燃やすことは、例外を除き、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。違反した場合、5年以下の拘禁刑もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

※例外（一部抜粋）

公益上若しくは社会の慣習上やむを得ないもの又は周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であるものとして、次に掲げる焼却

- ・風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（例：とんど焼きなど）
- ・農業、林業等を行うためにやむを得ないものとして行われる焼却（例：稲わら、伐採した木枝の焼却など）
- ・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であって軽微なもの など

上記の場合でも、プラスチック類の焼却など、生活環境の保全上著しい支障を生じる焼却行為は例外となりません。

【問合せ】役場環境エネルギー課（電話：82-1717）

黒坂警察署（電話：0859-74-0110）



今年の梅雨明けは、なんと6月の末ごろでした。昨年よりも20日ほど早く、びっくりされた方も多いのではないのでしょうか。中国地方ではこれまで、7月や8月に梅雨が明けることもありましたが、平均的には7月中旬から下旬ごろ。6月中の梅雨明けは、記録的な早さです。

梅雨が明けてからは、晴れの日が続く、気温もぐんぐん上がって、真夏日が連日のように続いています。こんなに早く、そして長く暑さが続くのは、私自身も初めての経験です。これからさらに暑さが続くことが予想されますので、農作物への影響はもちろん、何よりも熱中症への備えがとても大切になってきます。

そこで町では、みなさんに少しでも涼んでいただけよう、役場やパセオ、生山駅、各地域振興センターなどに「涼み処」をご用意しました。外出のついでや、ちょっと一息つきたいとき、友人とおしゃべりの場としても、どうぞ遠慮なくご利用ください。「まだ大丈夫」とがまんせずに、涼しい場所を上手に使いながら、この夏を元気に乗り切っていきましょう。

日南町長 中村英明

編集後記

「にちなんつなで」の皆さんにはいろいろなところでお世話になっています。この日は撮影の後すぐに生山駅と上石見駅のトイレ掃除に向かわれました。役場が休みの日には役場のフロア掃除をしてくださったり、広報配布前の梱包作業もお願いしています。本当に縁の下の力持ちで、いつも支えられています。

まち未来創造課 広報担当者



人の動き（敬称略）

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
福田 好美	87歳	生山
青砥 勝博	87歳	福万来
矢吹 照子	89歳	萩原
桑原 福正	101歳	萩原
渡邊 博	85歳	下石見
安達 榮	94歳	矢戸
梅林 重子	95歳	矢戸

（令和7年6月11日～令和7年7月10日受付分）

可燃ごみ減量チャレンジ

R7.5月の可燃ごみ量は、
1人1日あたり、**497g**でした！

❖ 目標値以下！この調子！❖

上半期（4～9月）の目標値は1人1日あたり516g以下です。



■世帯 1,808（－8） ■人口 3,800（－16）
■男 1,806（－8） ■女 1,994（－8）

■自然動態 ■社会動態
出生 0（－2） 転入等 2（－2）
死亡 12（＋15） 転出等 6（－3）

外国人を含めた世帯数と人口を掲載しています。
令和7年6月末日現在

